

IV. まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

- 多世代が暮らしやすく、安全で快適な住環境をつくっていきます。
- 南区のにぎわいや活力形成につながる良好な商業、業務、工業等の環境を維持し、地域のニーズや、立地環境に合わせた適正な土地利用を誘導していきます。
- 土地利用転換等が行われる際には、周辺環境へ配慮した計画を誘導します。

(1) 住宅系土地利用

- 住宅系の地域は、現在の住環境を継承しながら、より防災性が高い住環境へと改善していきます。また、身近な緑が感じられる住環境づくりに配慮します。
- 居住地の近隣において日常の生活機能を充足するとともに、徒歩や身近な交通が整い、様々な世代が安心して、快適に暮らせる環境整備を図ります。

- ・**丘陵部の低層住宅地**は、防災面の改善や住宅以外の用途による利便性の向上などにも配慮しつつ、現在の住環境を維持・改善しながら、戸建住宅を中心とした土地利用を図ります。
- ・丘陵部の**中高層住宅と低層住宅が共存する住宅地**は、緑が感じられる環境や防災面の改善にも配慮しながら、中高層住宅と低層住宅とが調和した土地利用を図ります。
- ・**計画的な中高層住宅団地**は、豊かな住環境づくりにつながり、防災性を高める環境づくりにも役立つ緑地やオープンスペース*等を守りながら、中高層の集合住宅による良好な住環境を維持あるいは更新していきます。また、地域の様々な住まい手に合わせた機能の導入等を検討します。
- ・**住宅と小規模な店舗・事務所が共存する住宅地**は、狭あい道路*の拡幅等による防災性の改善と、快適な住環境づくりを進めながら、戸建や中低層の集合住宅と商業・業務施設や工場・倉庫施設が共存した土地利用を図ります。
- ・**沿道系の市街地**は、幹線道路*等の交通アクセス性や利便性を踏まえ、地域の特性に応じた店舗・事務所等と、中低層の集合住宅が立地する土地利用を図ります。

(2) 商業・業務系土地利用

○商業・業務系の地域は、都心部に連なる地域であり、様々な人の暮らしのある地域の特性を踏まえ、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・業務や公共・医療・福祉・生活サービス機能などの都市機能*が集積する市街地づくりを進めます。

- ・旧「吉田新田」区域や駅周辺、横浜鎌倉線沿道などの**商業・業務機能を中心とする市街地**は、商業地としてのにぎわいづくりと地域のニーズに合わせた店舗・事務所等の集積を図ります。また、交通利便性の高さを生かし、様々な居住ニーズに対応した中高層の都市型住宅*が共存する土地利用を図ります。
- ・商店街においては活性化を促進し、商業地として適正な土地利用の誘導を図っていきます。
- ・旧「吉田新田」区域の周辺や幹線道路*沿道をはじめとする、**商業・業務機能と住宅が複合する市街地**は、身近な商店街などの店舗・事務所などと都市型住宅*及び戸建て住宅や集合住宅が複合する土地利用により、生活利便性の高い市街地の環境を維持します。

(3) 工業系土地利用

○暮らしと共存した地域産業の場として、工業・流通業務の操業環境を維持・継承していきます。住宅等が立地する場合には、周辺環境に配慮した適切な計画を誘導します。

- ・工場や倉庫などの中小規模の**産業施設と住宅が共存する複合市街地**では、工業や流通業務等の操業環境と住環境との調和がはかれるよう誘導します。
- ・工場跡地等の土地利用転換に際しては、周辺の工場等に配慮した計画となるよう、土地利用を誘導します。



区内全域に広がる住宅系土地利用



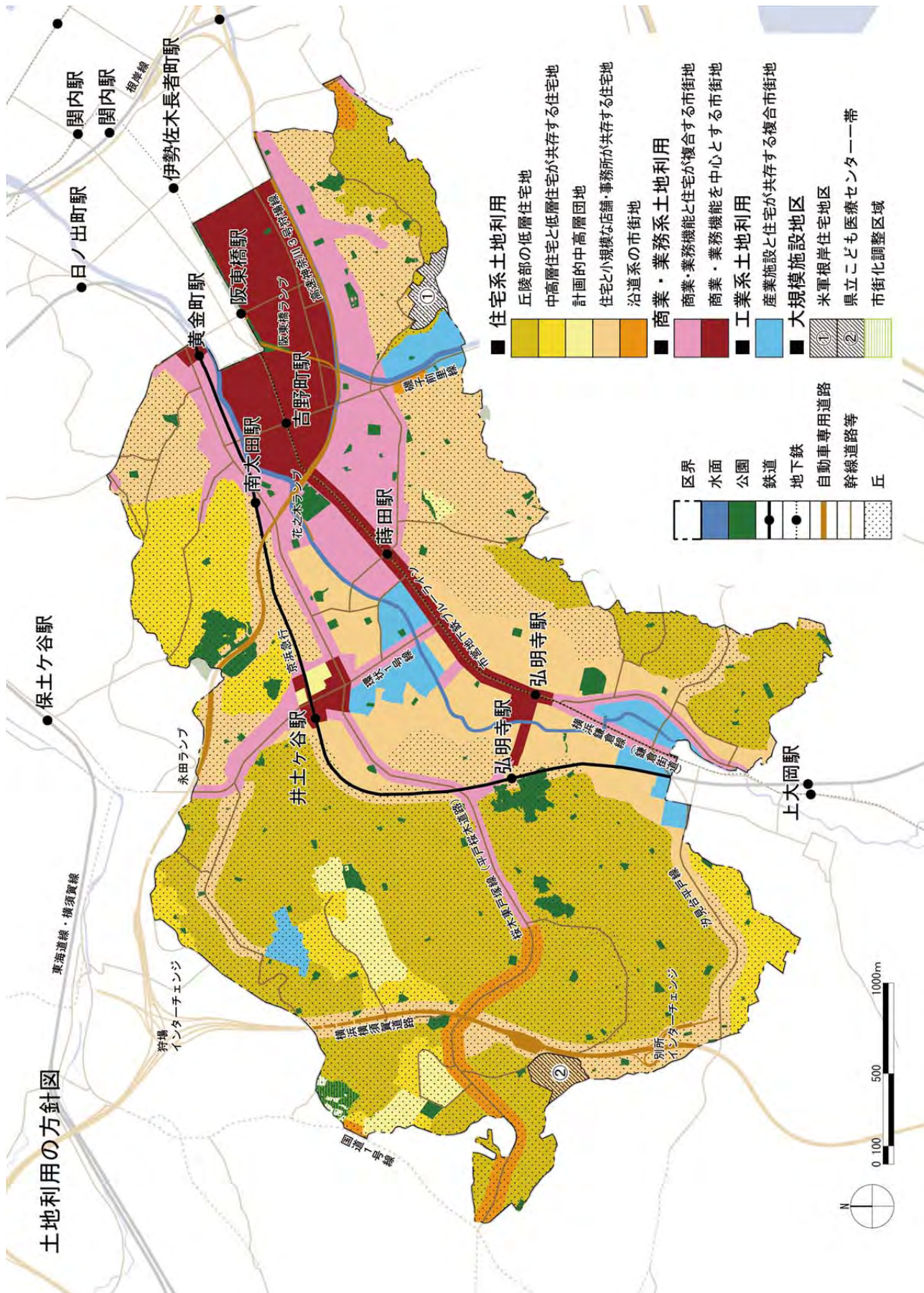
暮らしの場である商店街

(4) 大規模施設地区等

○大規模施設地区等は、周辺地域の特性に応じた良好な市街地環境形成に配慮し、貴重な資源としてまちづくりに資する活用を進めていきます。

- ・隣接区にまたがる県立こども医療センター一帯は、周辺の緑豊かな住環境をつくり、防災上重要な空間として、まとまりある樹林地や緑地を保全していきます。
- ・米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めていきます。
- ・こども植物園一帯の市街化調整区域*は、区内に残る貴重な緑の環境として維持・保全します。
- ・本市が保有する土地・建物については、「横浜市資産活用方針」等を踏まえ地域それぞれの課題に対応する機会として捉え、資産の有効活用を総合的に検討します。
- ・区内に8つある鉄道駅の周辺においては、各駅の利用状況や立地特性、駅周辺のまちづくりの動向を踏まえたうえで、住みやすく移動しやすいまちづくりを目指した土地利用を図ります。

土地利用の方針図



- 住宅系土地利用**
- 丘陵部の低層住宅地
 - 中高層住宅と低層住宅が共存する住宅地
 - 計画的中高層団地
 - 住宅と小規模な店舗・事務所が共存する住宅地
 - 沿道系の市街地
- 商業・業務系土地利用**
- 商業・業務機能と住宅が複合する市街地
 - 商業・業務機能を中心とする市街地
- 工業系土地利用**
- 産業施設と住宅が共存する複合市街地
- 大規模施設地区**
- ① 米軍根岸住宅地区
 - ② 県立こども医療センター一帯
 - 市街化調整区域
- 境界**
- 水面
 - 公園
 - 鉄道
 - 地下鉄
 - 自動車専用道路
 - 幹線道路等
 - 丘



2. 都市防災の方針

目標1「身近な環境から、安全で住みやすいまちづくりを進める」(再掲)

- 地震では、建物の倒壊や火災等の被害が想定されます。そのような震災をはじめとして、津波災害、都市型水害*、土砂災害などの大規模な災害に備え、建物の不燃化・耐震化、木造住宅密集市街地*など地域の環境改善や都市基盤の適切な更新を進めることで、災害に強い、持続可能なまちづくり*を推進します。
- 地域や家庭の災害への備えの強化、助け合い体制の確立、事業者等と協力した防災・減災対策を推進し、被災時の被害拡大を抑制し、速やかに復旧できる体制を構築していきます。
- 犯罪の防止、交通安全対策を進めることにより、安心・安全な地域の住環境を整えていきます。

(1) 震災対策

- 緊急輸送路*の通行機能確保や延焼遮断帯*の形成、木造住宅密集市街地等における地域の防災性向上、狭あい道路*の拡幅整備促進や地域住民の体制づくりなど、震災や火災に強いまちづくりを総合的に推進していきます。

① 防災上特に改善の必要性の高い地区

- ・木造住宅密集市街地等では地域による防災まちづくり活動を支援していきます。
- ・地震火災対策方針の対象地域では、防災上の課題を共有し、地域住民と協働*で、地域の防災性の向上や住環境の改善を進めるなど、身近できめ細かな取組の推進を図ります。
- ・これらの地域においては、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し支援を行い、区民と協力したまちの改善を図ります。
- ・地域の合意形成に応じて住宅市街地総合整備事業等の導入を検討し、建替促進や小広場等の整備、地区計画*等による規制誘導により、防災性と住環境の改善を図ります。
- ・さらに、地震火災対策方針の重点対策地域*（不燃化推進地域）では、建築物を新築する際に準耐火建築物以上の性能を有する建築物への更新を義務付ける防火規制と、建築物不燃化推進事業補助制度との連動により、地域全体の不燃化を進めることで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

②震災や火災に強いまちづくり

- ・ 汐見台平戸線の整備と沿道の建物の耐震化、道路の適切な維持管理等、また、横浜鎌倉線、保土ヶ谷宮元線、磯子前里線の沿道の建物の耐震化、道路の適切な維持管理等を進め、緊急輸送路*等の確保を進めます。また、横浜鎌倉線や区役所周辺等については、防災等の視点から無電柱化を進めます。
- ・ 主要な幹線道路*沿道においては、建物の不燃化により延焼遮断帯*の形成を図り、災害時の火災の延焼拡大を防止します。汐見台平戸線については、延焼遮断帯*の早期形成に向けて道路整備を進めます。
- ・ 民間建物の耐震診断*、耐震改修*を支援するとともに、古い建物の除却新築（耐震性能強化）を誘導します。
- ・ 緊急車両や福祉車両等の通行が困難な幅員4m未満の狭あい道路*については、狭あい道路整備促進路線*を中心として、塀、門などの除去や移設、舗装の支援等を通して、道路の拡幅を促進します。
- ・ 消火栓、防火水槽等の拡充、維持管理を進め、円滑な消防活動環境を整えます。また、消防水利として大岡川の水を利用するため、取水可能な場所の確保等の必要な整備を進めます。
- ・ 津波やその河川遡上による浸水*、浸食を防止するため、河川護岸等の点検補強を行うとともに、安全性、有効性を高めるために新たに必要とされる施設の整備を進めます。
- ・ 地盤の液状化*が想定される区域においては、公共建築物、上下水道等の工事の際に適切な液状化*対策を施すとともに、電柱や共同溝等の対策を事業者と連携して進めます。
- ・ 上下水道、ガス、電気、通信等都市基盤の耐震性の向上、エネルギー供給の多重化・多様化や、被災時の早期復旧体制の確立を、事業者と連携しながら進めます。



三春台防災まちづくり（整備前）



三春台防災まちづくり（整備後）



スタンドパイプによる放水訓練の様子
（井土ヶ谷）



火災訓練の煙体験の様子（三春台）

(2) 風水害対策

○雨水幹線*等の都市基盤の整備と適切な維持管理、流域*の保水機能の確保による健全な水循環の再生など、豪雨等による被害を抑制、最小化するための環境整備を推進します。

- ・雨水幹線*の整備及び川の護岸等の適切な維持管理など、時間降雨量約 50mm 程度（5年に1回程度）又は、時間降雨量約 60mm 程度（10年に1回程度）の降雨によっても浸水*しない整備を進めます。
- ・崖崩れが予想される区域について、助成金制度の活用等により崖の崩落防止など安全対策を講じていきます。
- ・河川管理施設の老朽化や地震時の損傷に伴う浸水*被害を防ぐため、施設の長寿命化*と計画的な補修、更新、耐震性能の確保を進めます。あわせて、高潮対策等の必要な整備を推進します。
- ・集中豪雨などによる河川水位の急激な上昇を抑え、流域*の水循環を再生させるため、雨水貯留、歩道や駐車場の透水性舗装*や敷地内での浸透施設の設置、樹林地等の保水機能の保全等による流域*対策を推進します。

(3) 災害に強い体制づくり

- 自助・共助の考え方にに基づき、円滑な避難や、応急対策が可能となるよう、必要な施設・設備の備えを充実していきます。
- 身近な地域の防災まちづくりの基盤として、区民の防災意識の向上や協力体制づくり等を推進し、地域で助け合う仕組みを確立していきます。また、高齢者や障害者、乳幼児や子ども、妊娠している人、外国人など援護が必要となる人の安全確保にも十分配慮し、「災害に強い地域づくり」を着実に進めていきます。

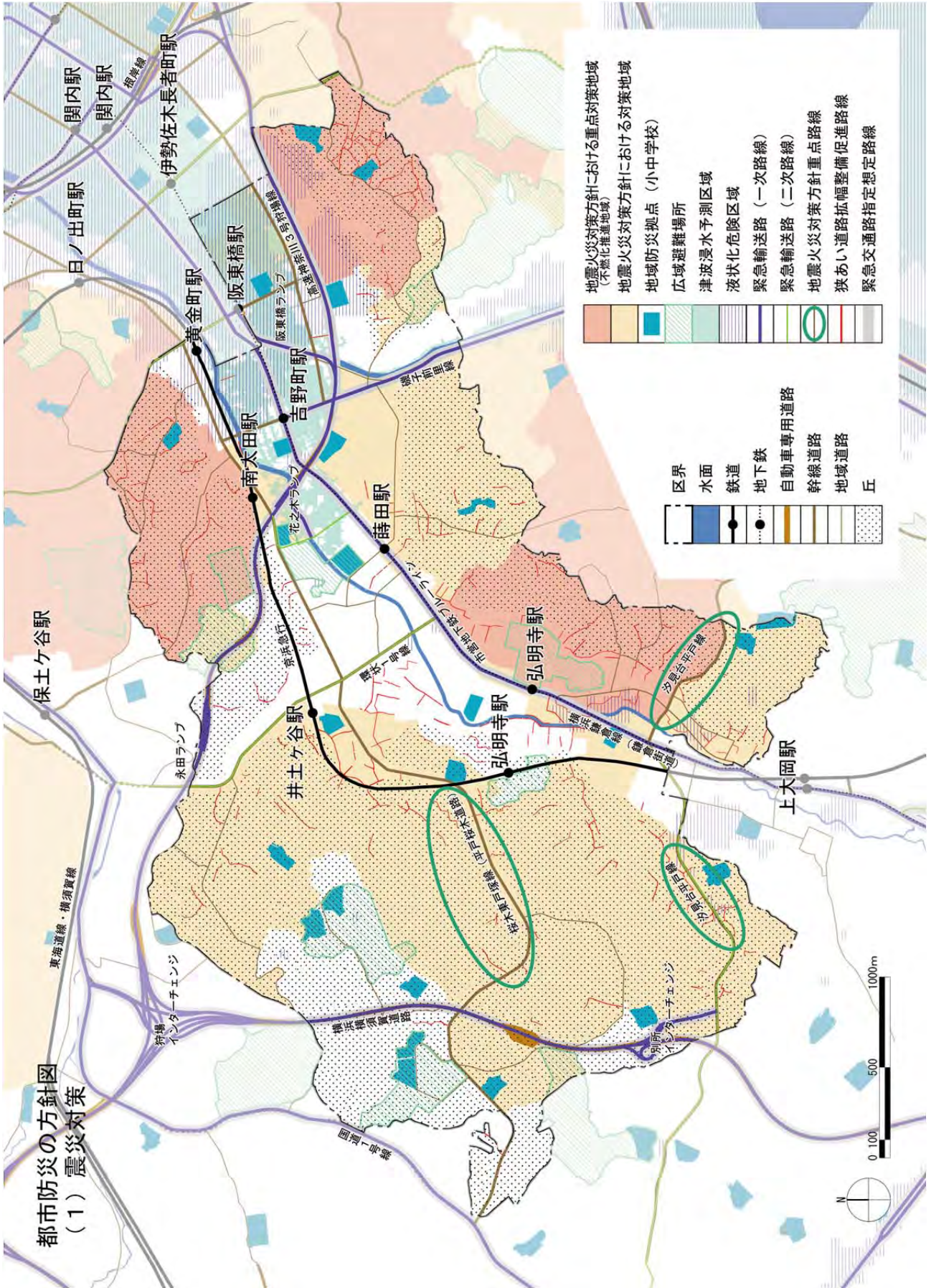
- ・地域防災拠点*としての小中学校施設、及び災害用地下給水タンクや緊急給水栓、下水道直結式仮設トイレ、防災備蓄倉庫*等の設備を適切に維持管理、確保し、災害に備えます。
- ・区内公共施設は管理者の協力を得ながら、要援護者等の特別避難場所や帰宅困難者*一時滞在施設等の支援施設として活用します。また、民間施設の管理者等と連携し、災害時に避難場所が不足した場合の補充的避難場所として開設する体制を整えます。
- ・津波による浸水*が予測されている区域から、安全な高台や建物におおむね10分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所・津波避難施設の確保に努めます。
- ・身近な公園における防災施設の整備と定期的な利用、地域防災拠点*等における防災訓練等を通じ、地域防災の担い手の育成を進めるとともに、地域の防災力を高めます。
- ・災害応急用井戸の指定と地域住民への周知を行い、生活用水の応急給水体制強化を推進します。
- ・内水・洪水ハザードマップ*や土砂災害ハザードマップ*、津波からの避難に関するガイドライン等を活用し、災害リスクの啓発を進めます。

(4) 防犯・交通安全対策

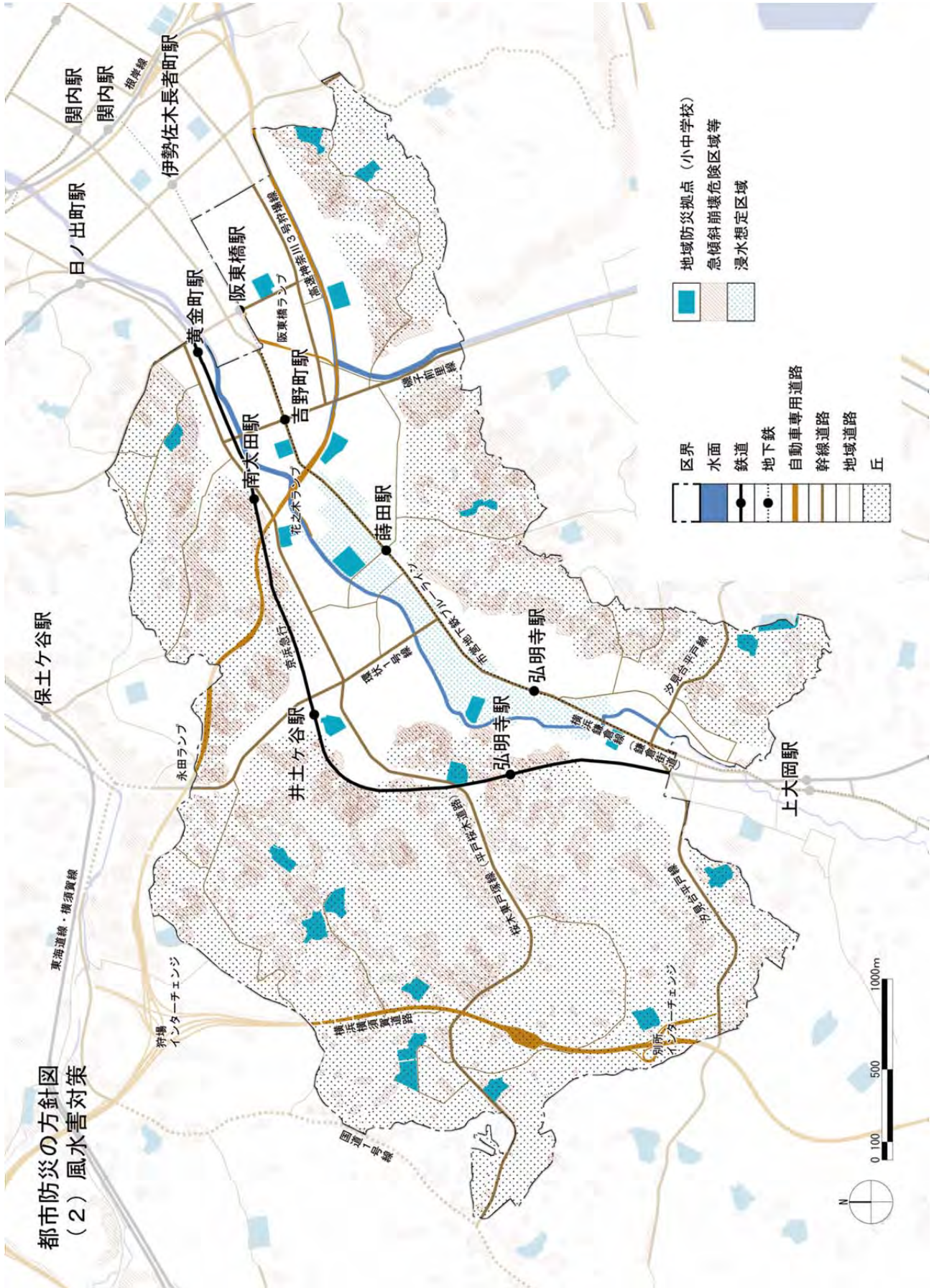
- 地域や学校、警察等、地域にかかわる様々な人との協力により、犯罪を未然に防ぎ、交通事故が少ない、安全で安心できる地域の環境づくりを推進していきます。

- ・夜間の明るさ確保のための防犯灯の充実、防犯に配慮した死角が少ない公園の環境づくりや住環境の改善、防犯に関する地域での取組に対する支援等、犯罪を抑止する環境づくりを、住民と協力しながら進めます。
- ・あんしんカラーベルト事業*などをはじめ、学校や警察、スクールゾーン対策協議会等と連携しながら、通学路など学校周辺の安全対策等、子どもたちの安心・安全を守るまちづくりを推進していきます。

都市防災の方針図 (1) 震災対策



都市防災の方針図
(2) 風水害対策



3. 都市交通の方針

目標2「徒歩でも、バスでも、楽しく移動できるまちをつくる」(再掲)

- 道路の適切な維持管理や基盤整備により円滑な交通を確保していきます。また、狭あい道路*の拡幅、沿道の不燃化・耐震化等による、災害に強い交通環境づくりを進めます。
- 安全に移動できる歩行者空間の整備、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえた身近な交通の維持・充実、駅とその周辺などのバリアフリー化*等を進め、子どもから高齢者、障害者など、誰もが楽しく快適に移動できる環境をつくりまします。

(1) 歩行者・自転車等の通行に配慮した道路交通環境づくり

- 円滑な自動車交通の確保と防災性向上に配慮しつつ、歩行者や自転車も安心して快適に移動できる道路交通環境の維持・改善を進めます。
- 大岡川プロムナードや平地部と丘陵部をつなぐ坂など、地域の特性に合わせた、安全で魅力的な歩行空間づくりを進めます。

①幹線道路*等の整備

- ・汐見台平戸線は、安全な歩行空間の確保や、バス交通の円滑化、沿道の防災性向上を推進するため整備を進めます。
- ・幹線道路*や主要な地域道路*は、歩道の整備、バリアフリー化*を進めます。また、横浜鎌倉線や区役所周辺等については、防災等の視点から無電柱化を進めます。

②身近な生活道路の整備

- ・身近な生活道路はバリアフリー化*を進めるとともに、必要に応じて、歩道の整備、カラー舗装、歩行空間を塞いでいる看板の撤去等により、歩行空間の確保を進めていきます。
- ・新たな商業施設やマンション建設等の機会を捉えて、歩行者の安全対策や快適性の向上が図られるよう誘導します。
- ・狭あい道路*は、建築物の建替等の機会を捉えて、建物等のセットバックによって道路の拡幅を進めます。

③楽しく・快適に歩ける歩行空間の実現

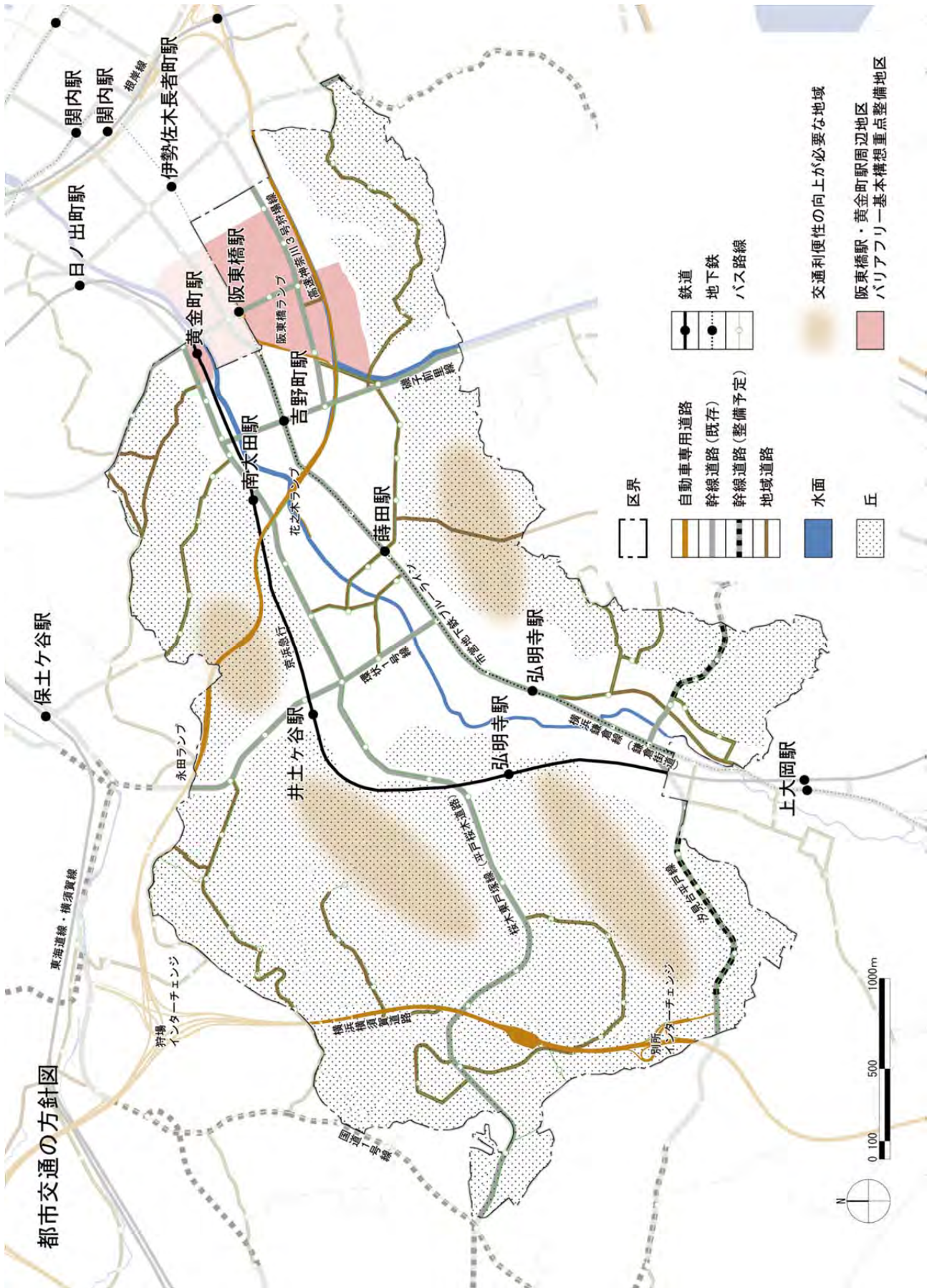
- ・バス通りや商店街、駅など、歩行者の多い道路や、通学路、プロムナード等では、歩道の整備などによる歩行空間の確保、バリアフリー化*、景観形成を図ることにより、子どもから高齢者、障害者など、誰にでも安全、快適で、魅力ある歩行空間づくりを進めます。
- ・大岡川プロムナードは、区民の日常利用や来街者の歩きやすさ、健康づくり等の活動にも配慮し、休憩場所の整備など施設の充実を図ります。
- ・中村川等については、地域の魅力資源を生かしたプロムナードの形成に向けて、歩行空間の確保により安全性の向上を図ります。
- ・学校や地域住民と連携して、自転車利用マナーの改善や交通安全対策に取り組み、歩行者と自転車が共存できる環境づくりを進めます。
- ・商業施設やマンション等の整備にあたっては、自転車等の適切な駐車場台数が確保されるよう誘導します。
- ・駅周辺においては、放置自転車対策を進め、誰もが安全・快適に通行できる空間の確保に努めます。

(2) 身近な交通の維持・充実

○人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、地域に適した身近な交通の維持を図ることにより、生活の利便性を確保します。

○様々な人が快適に移動できるよう、利便性を高めていきます。

- ・人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、交通事業者と連携し地域住民の身近な生活を支えるバス路線の維持を図ります。
- ・丘陵部などバス停や駅から比較的離れた地域においては、生活に密着した交通手段の導入に向けた住民の主体的な取組がスムーズに進むよう支援を行う地域交通サポート事業*などを活用し、事業者と連携し地域による検討や活動を支援します。
- ・適切な道路整備・改善により、バスの走行環境の維持・向上を図り、利便性の高いバス交通のサービスが可能な環境を整えます。
- ・ノンステップバス*をはじめ、高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、様々な人が利用しやすい車両の導入を促進します。
- ・より環境にやさしい交通を実現するため、カーシェアリングなどの交通システムの利用促進を図ります。また、自動運転車やパーソナルモビリティ*の利用環境づくり等、社会的な課題や技術の革新等に応じた環境整備を検討します。



4. 都市環境の方針

目標3「あの手この手で身近な自然を守り、創造する」(再掲)

- 残された自然の保全を図るとともに、身近な生活の中で水と緑の環境のうるおいが感じられるまちをつくり、次世代に引き継いでいきます。
- 快適な暮らしの環境づくりとして、身近に自然が感じられる歩行空間づくりや周辺景観の向上等を推進します。
- 効率的なエネルギー利用や3R*の推進、ヒートアイランド*対策、水循環への配慮等、地球温暖化*防止や都市環境問題などに取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

(1) うるおいある水環境の保全・創造による水と緑の軸の形成

- 区民が水に親しみながら散策できる空間として、区内の貴重な水と緑の環境である大岡川・中村川等と河川周辺環境の保全・活用を推進し、水と緑の軸の形成を図ります。

①大岡川プロムナードの充実、中村川等のプロムナードの整備

- ・大岡川プロムナードは、適切に維持管理しながら、自然を身近に感じられる環境として、水面、川沿いにおける活動や、散策利用等の活性化を図ります。
- ・大岡川プロムナード沿いの桜は、南区さくら保全・活用計画に基づき保全を進めていくとともに、周辺の花や緑の充実を図ることで、良好な桜並木の景観を維持・創出します。
- ・中村川等について、水面や橋、護岸等の川という魅力資源を活用したプロムナードの形成に向けて、緑化や歩行空間等の安全性向上等を進め、区民が水と緑に親しめる環境をつくっていきます。

②水と緑の軸にふさわしい水環境の保全・向上

- ・河川の水質の向上に努め、生物多様性*に配慮しながら、水域の様々な生き物の生息環境づくりを進めます。また、区民が水や生き物とふれあえる親水広場などを保全・充実していきます。
- ・流域*の樹林地等を保全し、住宅地や公共施設等を中心とした雨水貯留、雨水浸透*を進め、健全な水循環を回復していきます。区内に残る湧水は区民共有の貴重な財産として、地域住民と保全に向けて協働*します。

【コラム】拠点的な水と緑の空間の維持～緑の界わいづくり

人口密度が高く、緑地の減少等により水と緑を感じられる環境が少ない南区においては、「緑の界わいづくり」の考え方によって、拠点的な水と緑の空間を充実・維持してきました。大規模な公園や、まとまりある樹林地などは区民の日常生活の憩い、子どもの遊び、周辺居住環境や防災性向上に寄与する大切な空間です。また、健康的な生活のために日常的に体を動かす場ともなります。

今後も、地域生活に欠かせない公園等を維持していくとともに、区民とともに公園周辺の緑化や誰もが安心して自由に利用できるオープンスペース*の創出などにより、緑の界わいづくりを進めていきます。また、散策ルートとして水と緑の空間の活用や、緑の普及・啓発や緑をつくり育てる人材の育成など多くの区民が水と緑に親しみ、訪れやすい環境づくりを推進していきます。

●南区の主な公園



自然を生かした豊かな空間のある弘明寺公園



地域スポーツの場となっている清水ヶ丘公園



平成 24 年に整備した大岡公園



区民祭りなど様々な活動の場である蒔田公園

(2) 身近な緑地の保全と緑化の推進

- まともな緑地の維持・保全や、身近な水と緑の環境の充実、住民自らが進める緑化活動等への支援を通して、水と緑のうるおいの感じられる良好な住環境を創出します。
- 「横浜市水と緑の基本計画*」に位置付けられた市街地をのぞむ丘の軸を形成する、公園や樹林地、斜面緑地などが一体となった緑のまともな緑地に配慮し、水と緑の環境の保全や整備を進めます。

①民有地の環境づくり

- ・良好な斜面緑地等のまともな緑地のある樹林地については、安全対策を考慮の上、特別緑地保全地区*等の緑地保全制度を活用した維持・保全を進めていきます。
- ・ビルの屋上緑化、壁面緑化や地面の緑化を行う場合に、助成制度を活用した支援を行い、身近な緑化をより効果的に推進します。
- ・地域が主体となって進める緑化や計画づくり、担い手の育成への支援を行い、地域の個性を生かした緑化を推進します。
- ・古くからまちの象徴として親しまれている樹木を、名木古木として指定登録し保存します。

②公有地の環境づくり

- ・駅周辺や幹線道路*等において、植栽等による緑化を進めます。
- ・区民利用施設や学校、道路や公園等の公共空間においては、花と緑の空間づくりを住民と協力して進め、緑化活動を広めていきます。
- ・土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、区民のニーズを踏まえて身近な公園が不足している地域における公園整備やオープンスペース*の確保などを検討します。
- ・公園愛護会*等地域と連携をとりながら、公園の維持管理や施設の改善等を進めていきます。

(3) 環境負荷*の低減

○地球環境問題に対応し、効率的なエネルギー利用や温室効果ガスの削減、3 R*の推進*、ヒートアイランド*対策等、環境の保全に関する行動に積極的に取り組み、低炭素型まちづくり*を着実に進めていきます。

- ・民間事業者との連携や、市民相談等の充実により、省エネルギー住宅、長寿命住宅等への転換を図ります。
- ・再生可能エネルギー、未利用エネルギーや分散型電源、HEMS*の導入や、CASBEE*横浜の普及等の事業を活用した、エネルギー効率のよい建築物への転換や、道路、上下水道等の都市施設*の長寿命化*と環境配慮型施設への転換を進めます。
- ・公共交通の利便性を高めるとともに、自転車や徒歩でより安全、快適に移動できる環境整備や仕組みづくりを進めます。
- ・樹林地、河川の環境保全を推進するとともに、公園の整備、屋上・壁面緑化、すず風舗装*（保水性舗装*や遮熱性舗装*）等の環境に配慮した技術の導入により、ヒートアイランド現象*の緩和を図ります。
- ・低炭素型まちづくり*を持続的に推進していくため、環境問題に関する情報提供や人材育成などにより、区民が進める環境保全活動を促進します。
- ・地域の美化と環境負荷*低減のため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の拡充と徹底を行うなど、3 R**を市民・事業者と連携して推進します。
- ・燃料電池自動車等をはじめとした次世代自動車の普及促進を図ります。

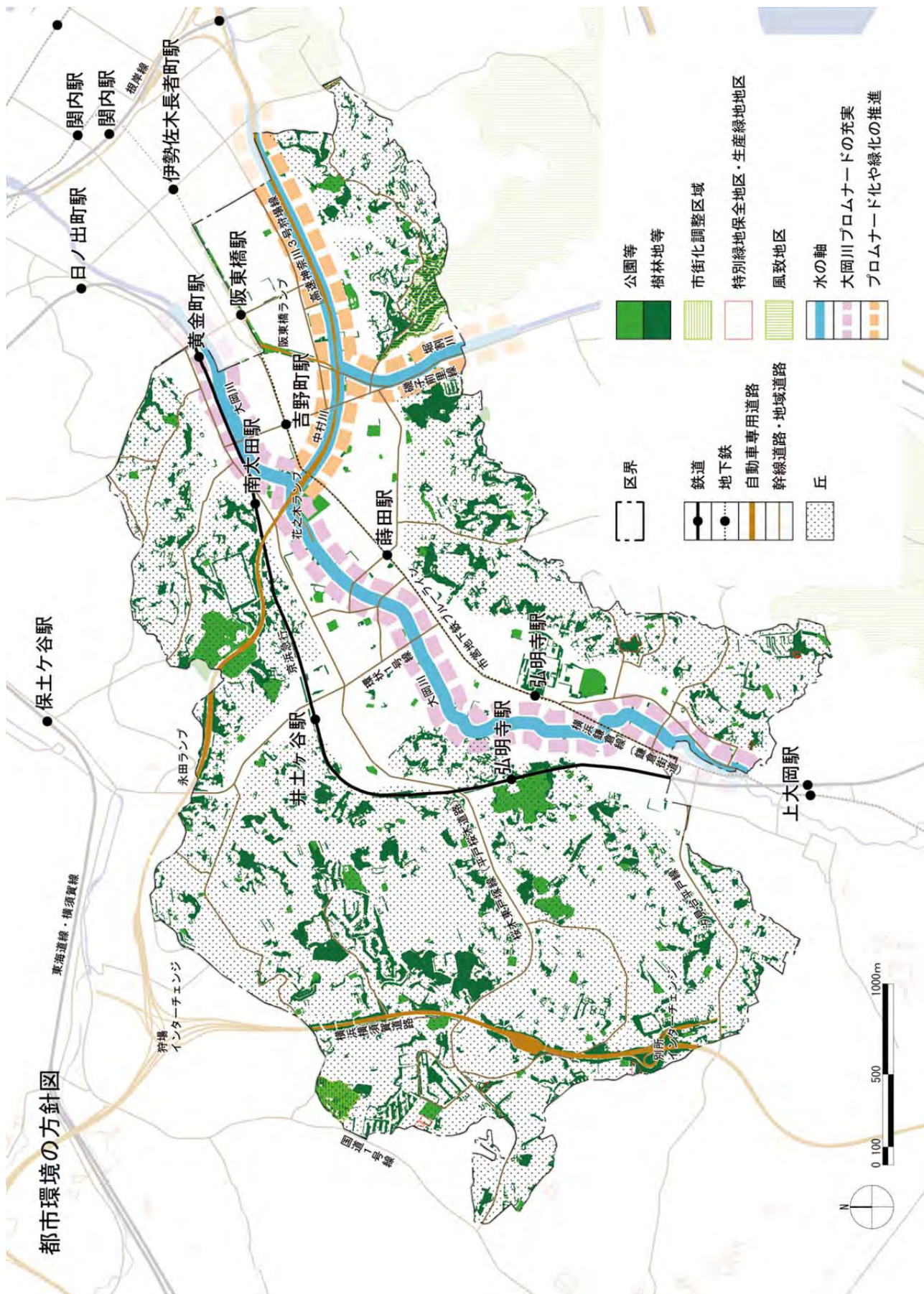


大岡川プロムナード親水広場



地域緑のまちづくり（平楽）

都市環境の方針図



5. 都市の魅力・活力の方針

目標4 「引き継がれた地域資源を生かし、地域の魅力を育む」(再掲)

- 南区に引き継がれてきた、様々な人・まちの魅力を、まちづくりの貴重な資源として活用し、ふれあいと安らぎのある、活力あふれるまちづくりを推進します。
- 地域の課題に住民が自ら取り組む、地域主体のまちづくりを支援することにより、子ども、高齢者、障害者、外国人など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(1) 貴重な自然やまちが積み重ねてきた歴史を大切にしたまちづくり

- 横浜都心部と一体となった回遊性向上や、国内外の観光客の誘客を目指し、大岡川、中村川等の整備と、周辺に位置する区内の観光資源の充実・活用を図ります。
- 貴重な水と緑の環境や、丘からの眺め、歴史的な遺産など、まちに引き継がれた様々な地域資源を維持・保全、活用し、南区らしいまちの魅力を高めていきます。

① 大岡川プロムナードを中心とした水と緑の魅力づくり

- ・大岡川プロムナードは、桜並木の維持・保全により、桜を生かした魅力的な道づくりを進めます。また、休憩場所の整備、バリアフリー化*など誰にでも優しい歩行空間づくりや、川と桜を感じながら気軽にウォーキングが楽しめる道として、誰もが積極的に健康づくりに取り組める場としての活用を進めていきます。
- ・大岡川プロムナードの桜並木と周辺の街並みが一体となり、南区の都市軸としてふさわしい良好な景観を形成するために、地域住民等と連携しながら、まちづくりを進めます。
- ・大岡川、中村川、堀割川においては、小型船舶等の不法係留対策を進め、安全性の向上及び景観の向上を図ります。
- ・特色ある川を生かした回遊性を強化するため、水上交通の導入や、水上レクリエーションの拠点となる栈橋の整備等を検討します。
- ・斜面緑地は、できるだけ維持、保全するとともに、周辺の緑化を進め、まとまりある緑の景観を形成していきます。また、斜面地にマンション等を整備する場合は、周辺の地形や緑と調和した落ち着いた落ち着きのある住環境づくりを誘導していきます。
- ・身近な生活道路等では、清掃や美化活動、緑花りよくかによる魅力づくりを地域住民と一緒に進め、地域性や独自性ある道づくりを推進します。

[コラム] 区の花「さくら」の保全・活用

南区の桜は古くから区民に愛されてきました。南区では2001（平成13）年に「さくら」を区の花として制定し、2006（平成18）年に定めた「南区さくら保全・活用計画」に基づき、区民と協働*で「さくら」を守り育てながら、まちづくりに生かしていく活動を推進しています。

<大岡川プロムナードを中心とした区の花「さくら」の保全>

南区のシンボルである大岡川プロムナードの桜並木のある景観を継承していくため、沿道の桜の計画的な維持・保全、更新を行っています。あわせて誰にでも優しいプロムナードの歩行空間づくりを進めています。また、町内会や地域の有志との協働*により、清掃活動や環境保全・向上を進めます。



大岡川プロムナードの再整備



老朽化した桜の更新

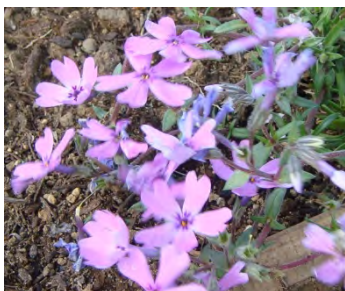


春の大岡川

<区の花「さくら」の活用①>

～「さくら」の普及啓発！～

- ・芝桜・コスモス・サクラソウ（区の花「さくら」の普及花）の配布
- ・区内公園に植栽
- ・小学校と連携した区の花「さくら」普及啓発を行っているほか、南区桜まつりでは啓発ブースを出店しています。



区の花「さくら」の普及花芝桜

<区の花「さくら」の活用②>

～桜の名所としての魅力発信～

- ・メディアへの掲載や事業者と連携したイベント



南区ガイドマップの配架

これらの取組を今後も区民や事業者と協働*で推進し、50年先の子どもたちに南区の美しい「さくら」のある風景を引き継いでいきます。

②地域の歴史・文化を生かしたまちの魅力向上

- ・区内に残る歴史的建造物や景観上重要な建物、震災復興橋や土木遺構等について、広く区民に知っていただき、区民とともに保存し、まちの魅力づくりに活用します。また、登録・認定制度等の活用により維持、保全を進め、後世に継承していきます。
- ・区内に残る歴史的建造物や昔ながらの行事、坂道・丘からの眺め、商店街や特色ある施設、下町文化を感じさせる生業など地元の魅力を掘り起こし、広く区内外に発信していきます。また、歴史的資源や地域の魅力資源を巡るイベント等を活用し、まちの魅力づくりを推進します。
- ・景観計画*や景観協定*、地区計画*、建築協定*等の制度の活用等、地域のルールづくりを支援し、落ち着いた住宅地や、下町の温かみを感じる市街地、駅前など、地域ごとの特性に応じた魅力ある街並みづくりや道路の環境整備を誘導します。また、案内サイン等については、誰にでも分かりやすい表示方法やデザインとなるよう誘導します。



春の大岡川プロムナード



横浜最古の寺院である弘明寺



大鷲神社の酉の市（横浜市登録無形文化財）



震災復興橋である浦舟水道橋（登録歴史的建造物）

(2) にぎわいあるまちの環境づくり

- 日常生活を支え、地域の人がつながる場ともなる商店街の活用促進、充実を図ることで、下町のにぎわいあるまちの魅力を生かしたまちづくりを推進していきます。
- 様々な活動や多世代の交流の拠点となる地域コミュニティ*の活動環境づくりと、地域のニーズに合わせた地域コミュニティ活動への区民参画を進め、住民同士の顔の見える関係に支えられたまちづくりを支援します。

①生活に密着した商店のにぎわいづくり

- ・商店街においては、関係団体と協働*して活性化を促進し、地域の活力とにぎわいを向上していきます。また、商店街が実施する職人文化の発信、魅力づくりを支援し、商店街の個性を生かしたにぎわいづくりを進めていきます。
- ・歩行者の安全確保、商店入口等のバリアフリー化*、休憩場所の確保等により、商店街の利便性を高めます。
- ・イベントなどを実施しやすい制度・環境改善などにより、地域活動によるにぎわい形成を図ります。また、商店街としての街並み景観の整備、空き店舗を活用したコミュニティ施設等の設置により、地域生活の拠点としての環境の充実を支援していきます。

②地域コミュニティ*の活動環境づくり

- ・地域活動やボランティア活動、生涯学習などに気軽に利用できるコミュニティ施設については、適切に維持管理していきます。また、地域活動の拠点となる施設について、地域の状況に合わせた改善などを進めます。あわせて、これらの施設や活動の連携を図り、より効果的な地域活動を推進します。
- ・学校運営協議会や学校・地域コーディネーター等と連携しながら、地域の人的資源の学校教育への活用を図り、学校を核とした地域まちづくりを進めます。
- ・学校と地域の連携による地域づくりを支援するため、地域スポーツ・レクリエーション活動などの場として学校開放を行うなど、地域の活動における学校施設利用を促進します。
- ・公園や道路の維持管理と魅力づくりを、公園愛護会*、ハマロード・サポーター*等と連携し進めていきます。また、区民参画により公園や地域の環境改善について検討し、誰もが共に過ごせ、より居心地がよく、にぎわいのある地域環境づくりにつなげていきます。
- ・地域の個性を生かしたまちづくりを支えるため、地域コミュニティ*活動のための場づくり、空き店舗等の遊休空間の活用、地域の交流やイベントの場としての公共空間の有効利用、自然と触れ合える環境づくりなど、身近な生活環境の改善を図る地域の活動を支援します。

(3) 住み続けられるまちの環境づくり

- 様々な世代に応じた住宅の供給や、既存の住宅を長く大切に使い、良質な住宅の再利用を促すなど、資源を守り環境に配慮した住環境、社会環境づくりを目指していきます。
- 地域福祉保健計画*等と連携した地域づくりを推進することで、快適で、安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。また、地域それぞれの課題に合わせた、地域発意に基づく自主的なまちづくりを支援します。
- 外国人住民と日本人住民が、お互いの文化の違いをともに尊重しながら暮らしていく、多文化共生のコミュニティ*づくりを支援します。

①誰もが暮らしやすいまちの環境づくり

- ・子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給を進めるとともに、保育施設の整備・拡充などの環境整備を進めます。また、子育ての負担感や不安感を軽減するため、子育ての先輩や幼稚園等の子育て支援施設、空き店舗などの地域の資源を活用した相談・交流の場の充実を図るなど、区民同士、地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- ・高齢者が安心して自立した生活を継続できるよう、高齢者が暮らしやすい住宅の供給や、バリアフリー化*等の住まいの改善を促進していきます。
- ・特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、障害者支援施設等について、計画的な施設整備を推進しながら、福祉医療と介護のサービスを充実させることにより、住み慣れた地域での生活を支える環境をつくっていきます。
- ・住宅の計画的な修繕や改修等の支援を推進し、既存住宅を長く大切に使い続けられる住宅づくりを促進していきます。また、住宅性能表示等の普及や住替えの支援等により、既存住宅の流通を促進していきます。
- ・住まいの空家化の予防、空家の流通・活用促進や、防災、衛生、景観などにおいて地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家の防止・解消について、行政として適切な役割を果たすとともに、地域住民の協力を得ながら進めます。
- ・平地部の駅周辺市街地等においては、高い利便性を生かしながら、様々な住まいの供給を進めます。また、大通り公園周辺では、低層部分の商業施設の誘導等により、都心部の業務・商業等の賑わいと一体となり、快適な都市居住を営める環境を形成していきます。

②地域が主体となった地域づくりの支援

- ・地域それぞれの課題に合わせたまちの環境の維持・保全・改善を図るため、地域へのまちづくりコーディネーターの派遣、組織・プラン・ルールづくりの支援、建築協定*や地区計画*の導入により、地域発意の自主的なまちづくりを支援していきます。
- ・地域の福祉・保健活動の拠点である地域包括支援センターとして、地域ケアプラザ*等各施設の活用・機能強化を推進します。

③様々な文化が主役となるまちづくり

- ・防災や子育て等の行政からの情報提供について、多言語化をさらに進めていきます。
- ・横浜市国際戦略（2016（平成28）年2月）を踏まえ、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジと連携しながら、地域コミュニティ*と外国人のつながり支援など、多様な文化的背景を持つ人々が地域社会の構成員として共に生きていく地域づくりを進めます。
- ・観光やビジネスで来訪する外国人の受入環境整備の向上を目指します。